平成２１年（フ）第２４８号
長野市三輪９丁目25番13号フレグランス黄金W102
債務者　渡辺千鶴雄
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７９号
長野市大字若槻東条497番地１メゾン上原Ｂ－８
債務者　山崎　剛寛
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９５号
長野県下高井郡山ノ内町大字佐野2534番地14
債務者　竹内由美子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８号
長野県須坂市大字須坂913番地４
債務者　山本すみ江
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１７号
三重県鈴鹿市東庄内町436番地
債務者　松井　喜雄
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３３０号
三重県津市一志町八太461番地３
債務者　片山　浩久
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３３８号
三重県津市高洲町20番11号　高洲アパート３号館１号室
債務者　砂川　利佳
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３３９号
三重県亀山市関町新所1828番地
債務者　平田　和代
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５３号
三重県鈴鹿市平野町557番地
債務者　齋木　孝司
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１号
三重県伊賀市平野中川原484番地の１、前住所奈良県宇陀市大宇陀区小附1432番地の34
債務者　笹尾　久子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第３号
三重県伊賀市出後1288番地の３、前住所三重県伊賀市西明寺749番地
債務者　濱　　忠彦
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第３５５号
三重県四日市市諏訪栄町22番37号
債務者　岩田　典昭
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１号
三重県員弁郡東員町笹尾東３丁目33番27
債務者　水谷佐江子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３号
三重県四日市市笹川８丁目72番地１
債務者　後藤　哲弥
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６号
三重県四日市市下さざらい町８番５号
債務者　西本　直子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
三重県四日市市東富田町20番２号　レオパレス富田202号
債務者　松本　一人
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１０１９号
兵庫県尼崎市小中島３丁目11番29号マリオハイツ203号
債務者　廣田　則子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１３３号
兵庫県西宮市上ヶ原十番町４番５―204号
債務者　笠井　弘一
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係